

国立大学法人信州大学医学部附属病院医療材料等共同購入支援業務 公募要項

1. 目的

本業務は複数病院における知見の共有、共同購入、共同事業を推進し、本院におけるより良い医療の提供と病院経営を支援出来る仕組みを有する組織に加盟する事により、経費適正化の為に複数病院の購買力を統合し、単独では得られない価格の実現によって本院の経営の安定化及び発展に寄与することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

国立大学法人信州大学医学部附属病院医療材料等共同購入支援業務

(2) 業務内容

別添「国立大学法人信州大学医学部附属病院医療材料等共同購入支援業務 仕様書」による。

(3) 履行期間

事業期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、精算期毎に成果の評価（当該期間の概算削減額及び翌期間の事業成果試算の検証）を行い、事業継続の可否を判断する。また、契約締結後、令和2年4月1日からの業務を円滑に進めるための準備作業等も本事業に含む。

(4) 履行場所

長野県松本市旭3丁目1番1号 信州大学医学部附属病院

3. 参加資格

- (1) 本事業と同種の業務について、全国の400床以上を有する医療機関と現在、継続して受託中であること。
- (2) 最近3年間において、固定資産税、法人税、法人事業税（特別税を含む。）、消費税及び地方消費税、市町村民税を完納し、未納がないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始申立てをしていない者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任していないこと、また、実質的に経営等に関与している団体等ではないこと。
- (5) 国立大学法人信州大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第5条の規定に該当しない者であること。
- (6) 契約事務取扱規程第6条の規定に該当しない者であること。

- (7) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去に不正及び不誠実な行ないないこと。
- (9) 受注により知り得た全ての情報について、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らし、又は請負者並びに関係者が他から利益を得る等、業務外の目的のためには使用しないこと。
- (10) 利益相反管理規定や利益相反ポリシー等の策定があること。または、利益相反防止となる体制がとられていること。
- (11) 応募事業者は複数者による共同応募でも差支えないが、代表企業を定め応募すること。なお、代表企業を定める場合において、事業期間中の代表企業の変更は本学との協議の上、行うものとする。
- (12) 応募事業者が、提案書類の提出から優先交渉権者の決定までの間に上記参加資格要件を欠くこととなった場合は、原則として当該応募事業者の参加資格を取り消すものとする

4. 応募方法等

(1) 配布資料

- ①公募要領
- ②仕様書
- ③参加表明書（様式1）
- ④医療材料マスタの取扱いに関する誓約書（様式2）
- ⑤公募要領等に関する質問書（様式3）
- ⑥参加資格確認申請書（様式4）
- ⑦誓約書（様式5）
- ⑧辞退届（様式6）
- ⑨企画提案書（様式7～10）
- ⑩評価基準（別添1）
- ⑪医療材料マスタ（参加表明書等の提出後に提供）

(2) 配布期間

令和元年 11 月 25 日(月)から令和元年 12 月 13 日(金)まで

資料等は信州大学ホームページよりダウンロードすること。医療材料マスタの受渡しに先立って「4. 応募方法等 (3) 提出方法等①提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先」へ受付期間内に電子メールにより連絡を行い、参加表明書（様式1）と医療材料マスタの取扱いに関する誓約書（様式2）及び会社概要を提出すること。なお、提供に際し、相応しくないと本院が判断した場合、提供を行わないことがある。

(3) 提出方法等

①提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

〒390-8621 長野県松本市旭3-1-1

信州大学医学部附属病院 経営管理課

TEL 0263-37-2744

FAX 0263-37-3023

担当： 経営管理課 契約係 主査 大坪 梓

e-mail: ohtsubo_azusa@gm.shinshu-u.ac.jp

②提出期限：令和元年12月16日（月） 17時15分必着

③提出方法：郵送または持参とする。

ア) 郵送

簡易書留、宅配便等で送付すること。（必ず送付記録が残るものに限る。）

イ) 持参

受付時間：平日8:30～17:15（12:00～13:00除く。）

④その他

ア) 企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。

イ) 企画提案書及び見積書等は日本語及び日本国通貨で、各10部提出すること。また電子データとしてUSBメモリーにて1部提出すること。

(4) 公募要領等に関する質問受付及び回答

公募要領等に関する質問書(様式3)に記入し、受付期間内に電子メールにより、上記受付先へ提出するものとする。なお、口頭、電話等による質問等は受け付けない。

なお、提出された質問等に関する回答については、原則として質問者を特定できないようにした上で応募の意思があるすべての者に、電子メールで回答する。（提案者の提案要項等に抵触する場合は、非公開とすることも可とする。）

5. 提出書類

別添「国立大学法人信州大学医学部附属病院医療材料等共同購入支援業務 仕様書」に従い、下記項目に従って記載すること。

(1) 企画提案書（様式7～10）

①提案書に記載すべき内容

提案者は本院の医療材料マスタを取得の上、成果試算を行い、別添1「評価基準」の審査項目に沿って、提案書の作成を行うこと。また、医療材料マスタの受渡時に送付する受付番号を提案書(表紙)(様式7)に記載すること。医療材料マスタの受渡しに先立って「4. 応募方法等(3) 提出方法等①提出場所、企画競争の内容を示す場所並

びに問い合わせ先」へ受付期間内に電子メールにより連絡を行い、参加表明書(様式1)と医療材料マスタの取扱に関する誓約書(様式2)及び会社概要を提出すること。受理確認後、本院が指定する方法で提供を行う。なお、提供に際し、相応しくないと本院が判断した場合、提供を行わないことがある。また、医療材料マスタについては、本提案書作成以外の用途には使用しないこと。

②見積書

③会社概要等

ア) 会社概要

イ) 会社組織図(グループ・関連会社組織図)

ウ) 活動略歴

エ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等の有無(ある場合は証明書等の写し)

オ) 参加資格確認申請書(様式4)

カ) 誓約書(様式5)

キ) その他必要と思われる資料

6. 説明会の開催日時及び開催場所

(1) 開催日時: 令和元年11月29日(金) 10時30分から

(2) 開催場所: 信州大学医学部附属病院外来棟4階研修室2

7. 事業規模(単年): 5,000,000円程度(税抜き)

8. 選定方法等

(1) 基礎審査

提出された参加資格確認申請書に基づき、参加資格を評価する。基礎審査により、参加資格を満たしていない事業者は次の実質審査の対象としない。

(2) 実質審査

提出された提案書類に基づき、優先交渉権者を決定する。

なお状況によりヒアリング(プレゼンテーション)を行う場合がある。

9. 審査基準

(1) 評価項目及び配点については、別添1「評価基準」のとおりである。

(2) 評価項目について、(6)の採点基準に基づき総合的に採点する。

(3) 選定委員会は、評価点数が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。また、次順位の応募者を次点者として選定する。

なお、応募した事業者が1社の場合でも、選定委員会の評価を行い、その結果

優先交渉権者とならない可能性もある。

(4) 審査の結果が同点となった場合には選定委員会において、くじ引きにより選定する。

(5) 選定委員会の選定結果を受けて、本学として優先交渉権者を決定する。併せて、審査結果について、応募事業者全員に通知する。

(6) 採点基準

A： 提案内容が優れており、かつその効果が期待できる 配点×1.00

B： 提案内容の効果が期待できる 配点×0.75

C： 要求水準、各種要件を満たしている程度 配点×0.50

D： 要求水準、各種要件をあまり満たしていない 配点×0.25

(7) 実質審査の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

①虚偽の記載をした場合

②郵送により提案書類を提出する場合において、その送付された提案書類が定められた日時までに定められた場所に到着しない場合

③提案書の所定の場所への記名若しくは押印がない場合

④提案書類が不足する場合

⑤不正な行為があった場合

⑥参加登録通知後、参加資格要件を欠くこととなった場合

⑦複数者による共同応募において、提出した参加表明書と異なるグループによる提案書の場合

10. 契約締結

選定の結果、優先交渉権者と企画提案書等を基に詳細条件等について協議し、双方合意に至った場合は、その協議結果を基に事業契約を締結する。なお、契約金額については企画提案書等の内容を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

11. スケジュール（予定）

(1) 公募開始：令和元年11月25日（月）

(2) 説明会：令和元年11月29日（金）

(3) 書類提出締切：令和元年12月16日（月）※公募締切同日

(4) 書類選考通知：令和元年12月20日（金）

(5) 企画提案書審査：令和元年12月下旬～令和2年1月上旬

(6) 契約締結：令和2年1月下旬

1 2. 辞退届の提出

応募書類提出後、提案者及び優先交渉権者が応募辞退する場合には、「4. 応募方法等（3）提出方法等①提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先」に辞退届（様式6）を提出すること。

1 4. 契約保証金

契約保証金は免除する。

1 5. 債務不履行に対する措置

（1）事業者の債務不履行に対する措置

本事業期間中、次に掲げる場合は、本院は事業者に対して書面により通知した上で、事業契約の全部を終了させることができる。

- ①事業者が本事業を放棄し、1ヶ月以上にわたりその状態が継続したとき。
- ②事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続き（その他、今後新たに創設されるこれらと同種の手続き。）によって申し立てがなされたとき。
- ③事業者が業務について、著しい虚偽報告を行ったとき。
- ④事業者が事業契約に違反し、その違反により事業契約の目的を達することができないと本院が認めたとき。
- ⑤その他事業契約を継続しがたい重大な背信行為があったと本院が認めるとき。

（2）第三者に及ぼした損害等

①本事業を実施するにあたり、第三者に損害を及ぼした場合は、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち本院の責に帰すべき事由により生じたものは、本院が負担する。

②違約金に関する条項

事業者の債務不履行により事業契約が解除された場合、事業者は本院が受けた損害を賠償しなければならない。

（3）業務内容の変更

当初定めた業務内容について、追加、変更等を行う場合は、本院の承認を得るものとする。

1 6. その他

（1）本院は、提案者の提案書の提出をもって、本公募要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

（2）提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 提案書提出後の修正は原則認めない。(誤字、脱字等の修正に限り、提案者から申し出があり、審査委員会が認めた場合は可能とする。)
- (4) 提案審査に当たり、審査委員会が必要と認める時は、提案者から必要最小限の範囲で追加資料の提出を求める場合がある。
- (5) 応募に際し必要な費用は、提案者の負担とする。
- (6) 提案書は、原則返却しない。
- (7) 提案者が提出する提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案書の公正性、透明性及び客観性を確保するために必要があるときを除き、公表しない。また、提案書は、優先交及び客観性を確保するために必要があるときを除き、公表しない。また、提案書は、優先交渉権者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (8) 提案書の作成のために本院から提供のあった資料は、本院の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (9) 法に基づく認定等の取得について、提案書に記載があり、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに本院へ届け出ること。